

農地法3条許可申請に要する主な書類＜買受適格証明に伴う場合＞

※ 農地の売買・交換・贈与等による所有権の移転及び賃貸借・使用貸借等で権利を移動する場合には、農地法の許可が必要です。

※ 競売(または公売)の場合に必要な買受適格証明は、農地法申請と同時に証明願いを提出いただきます。
〔原則として譲受人又は貸借人の方の申請地取得後の経営面積が 3,000 m²となる必要があります。〕

- | | | |
|---|---|-----|
| 1. 農地法の規定による許可申請書 | } | 2 部 |
| 2. 買受適格証明願 | | |
| 3. 現地案内図 (住宅地図など) ・申請地を着色 | | 1 部 |
| 4. 裁判所の競売 (公売) を実施する旨の公告をしたことを証する書面
(裁判所が登載する「新聞公告の写し」でも可) | | 1 部 |
| 5. 営農計画書・遠隔地、新規などの場合等確認を要する場合のみ | | 1 部 |
| 6. 確認書・担当地区農業委員か農地利用最適化推進委員が発行する確認書 | | 1 部 |
| 7. 耕作等証明書・市外の方が取得する場合のみ (住所地の農業委員会発行) | | 1 部 |

※ 代理人が申請する場合は、委任状が必要です。

※ 申請は毎月 20 日 (休庁日の場合は翌開庁日) を締め切りとして受け付けています。